

市第31号議案

土地明渡しについての訴えの提起

土地明渡しについて、次のように訴えを提起する。

平成23年9月2日提出

横浜市長 林 文 子

1 当事者

原告 横浜市

代表者

横浜市長 林 文 子

被告 神奈川区菅田町73番地

高林商会 こと 高 林 正 幸

2 訴訟物の価額

1,053,496 円

3 訴えの要旨

高林商会こと高林正幸（以下「高林正幸」という。）に対し、別紙物件目録1及び2記載の土地（以下「本件土地」という。）を明け渡すことを求める。

4 訴えを提起する理由

横浜市は、本件土地を横浜市動物愛護センターに出入りする等のための道路予定地として取得するため本件土地のそれぞれの所有者と本件土地の売買契約を締結するとともに、高林正幸と別紙物件目録1記載の土地上の物件を移転する旨の物件移転契約を締結した。高林正幸は、当該契約に基づき、当該物件を移転したが、その後、当該土地を再び占有するとともに、別紙物件目録2記載の土地を占有したため、横浜市は、本件土地の明渡しを求めた

が、これに応じないので、訴えを提起するものである。

## 5 裁判所

横浜地方裁判所

### 物件目録

- 1 神奈川県菅田町字出戸谷74番の3の土地
- 2 神奈川県菅田町字出戸谷73番の14、73番の15、73番の16及び73番の17の土地

### 提 案 理 由

土地明渡しを求めるため、高林商会こと高林正幸に対し訴えを提起したいので提案する。

参 考
-----

## 事件の概要

- 1 平成 18 年 1 月から  
平成 18 年 3 月まで 横浜市は、神奈川県菅田町字出戸谷 74 番の 3 の土地（以下「本件 1 の土地」という。）及び同 73 番の 14 ほか 3 筆の土地（以下「本件 2 の土地」という。）（以下これらの土地を「本件土地」という。）のそれぞれの所有者と売買契約を締結して、本件土地を取得するとともに、高林商会こと高林正幸（以下「高林正幸」という。）と平成 18 年 3 月 31 日までに本件 1 の土地上の物件を移転する旨の物件移転契約を締結した。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日 高林正幸は、当該契約に基づき、当該物件を移転し、横浜市に物件移転完了届を提出した。
- 3 平成 18 年 4 月 13 日 横浜市は、高林正幸に対する当該物件の移転に係る補償金の支払を完了した。
- 4 平成 18 年 4 月頃 高林正幸は、本件 1 の土地を再び占有するとともに、本件 2 の土地を占有した。
- 5 平成 21 年 8 月から  
平成 23 年 3 月まで 横浜市は、高林正幸に対し、本件土地の明渡しを求めたが、高林正幸は、これに応じなかった。
- 6 平成 23 年 4 月 6 日 横浜市は、高林正幸に対し、催告書を発送し、本件土地の明渡しを求めたが、高林正幸は、これに応じなかった。

- 7 平成 23 年 6 月 21 日 横浜市は、高林正幸に対し、本件土地の占有移転禁止を求めて横浜地方裁判所に仮処分命令の申立てを行った。
- 8 平成 23 年 6 月 23 日 横浜地方裁判所は、横浜市に担保として 400,000 円を供託させ、横浜市の申立てを認める仮処分決定をした。
- 9 平成 23 年 7 月 1 日 横浜地方裁判所は、仮処分の執行を完了した。

地方自治法（抜粋）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第 1 号から第 11 号まで省略）

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るもの

を除く。)、 あっせん、 調停及び仲裁に関すること。

( 第 13 号から第 15 号まで及び第 2 項省略 )